

時間単位の年次有給休暇に関する労使協定

社会福祉法人びゅあ 理事長 河内 守正と職員代表 森本 実咲は、年次有給休暇に関し、次のとおり協定する。

第1条（適用対象者）

すべての従業員を対象とする。

第2条（日数の上限）

年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は5日以内とする。

第3条（年次有給休暇1日分に相当する時間数）

時間単位年休を取得する場合の1日の年次有給休暇に相当する時間数は、7.5時間とする。

第4条（取得単位）

年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1時間単位で取得するものとする。

2 3時間を超える場合は、半日（4時間）単位とする。

第5条（標準となる1日の労働時間の長さ）

標準労働時間は、1日7.5時間とし、有給休暇については7.5時間の労働とみなし取り扱う。

令和2年4月1日

社会福祉法人びゅあ 理事長 河内 守正 印

職員代表 森本 実咲 印